

# 令和5年度海峰小学校 いじめ防止基本方針

## 【いじめ防止に向けての基本姿勢】

### (1) 基本姿勢

「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの子供にも、どの学校でも、起こりうる」との意識を全教職員で共有し、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進する。

### (2) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（推進法第2条）

※ いじめられた児童の立場に立つことが必要である。

### (3) いじめが「解消している」状態の判断

単に謝罪をもって安易に解消とするのではなく、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合でも、必要に応じて、他の事情を勘案して判断する。

- ① いじめに係る行為が止んでいること（少なくとも3か月を目安とする）
- ② 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

## 【いじめの防止等に関する具体的方策】

### (1) 未然防止－「やさしい子供」をキーワードにした学校づくり－

いじめはどの児童にも、どの学校でも起こりうるという事実を踏まえ、いじめを生まない土壌をつくるため、継続的な取組を行う。さらに、特に配慮が必要な児童については、日常的に適切な支援を行うとともに、保護者との連携や周囲の児童への指導を組織的に行う。

＝具体的な対応策＝

- ・生活委員会が主体となり、正しい言葉遣いができるよう児童集会を開いたりするなどして、感謝と思いやりの心を育て、温かい人間関係を築き、いじめを生まない素地を養う。また、「挨拶週間」を通して、挨拶や礼儀を身に付ける。R4年度は「自分から進んであいさつ」に取り組む。
- ・「一人一鉢」運動に取り組むことで優しい心で育てた花を一人暮らしの高齢者や保育園、老人施設等に届けることにより、人権意識を高め、思いやりの心を育てる。（高学年）
- ・朝活動に清掃活動や奉仕活動を位置付け、除草活動（マイバケツ運動）に励み、奉仕の精神を養う。
- ・ふるさと学習の充実を図り、地域の人やものと関わる活動を通して、他者を思いやる心やふるさとを愛する心を養う。
- ・充実感や達成感を味わうことができる「学びを実感できる授業」づくりに努める。
- ・規則正しい学校生活の中で規範意識を高めるとともに、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、温かい人間関係づくりに努める。
- ・学級活動を中心に教育活動全体を通じて、「いじめは決してゆるされない」ということ、いじめに気付いた場合には傍観者とならず、いじめを止めさせるための行動をとるこの重要性を継続して指導し、児童に理解させる。
- ・道徳教育では、いのちの教育や人権について理解を深める教育を推進し、互いのよさや違いを認め、他を思いやる心を育てる。
- ・自己有用感を高め、学級での居場所づくりに努める。生徒理解を深めるために、学校生活や友達関係について定期的に面談等を実施、分析し、温かい学級づくりに努める。
- ・ネットいじめを防止するため、情報モラル教育を計画的に進める。
- ・保護者に、「いじめ早期発見のための家庭用アンケート」を毎学期実施し、家庭と一体となっていじめ未然防止に努める。アンケートは、子供との面談に役立てる。

## (2) 早期発見

些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に認知する。

=具体的な対応策=

- ・ 全教職員が協力して、児童を複数の視点で見守り、「心」のサインや小さな変化を見逃さない。毎日の連絡帳や授業等から、教職員間で情報を共有し、迅速な報告・連絡・相談に努める。毎週金曜日には職員間の情報共有の場「生徒指導委員会」を行う。
- ・ 気軽に相談できる雰囲気づくりに努め、相談体制の充実を図る。SCとの連携を密にする。
- ・ アンケート調査（いじめ調査）を定期的に行い、早期発見に努めるとともに、調査に基づいた教育相談の充実を図る。
- ・ 毎週末に、各学年の児童の様子について共通理解する研修を行い、早期発見に努める。

## (3) 早期対応

教職員がいじめを発見したり、相談を受けたりした場合には、速やかに管理職に報告し、学校の組織的な対応につなげなければならない。いじめが確認された場合、学校は直ちに、いじめを受けた児童生徒等の安全を確保し、関係児童に対して事情を確認した上で適切に指導するなど、組織的な対応を行う。また、事案に応じ、家庭や教育委員会、関係機関と連携する。

=具体的な対応策=

- ・ いじめが発見された場合は、関係教職員等によるチームを編成し、教職員の緊密な情報交換や共通理解、指導方針を明確化して、対応する。
- ・ 聞き取り調査等による詳細な事実確認と正確な状況把握（正確かつ迅速に）を行う。
- ・ いじめを受けた児童に対しては、本人の痛みを寄り添い、心のケアに努め、いじめから徹底的に守り通し、安全・安心を確保する。また、いじめを行う児童に対しては、毅然とした対応を行う。
- ・ 教育委員会へ報告する。必要に応じ教育総合センター、児童相談所、警察署等への協力要請、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの派遣要請を行う。
- ・ 保護者に対し、明らかになった事実と経過、今後の予定等を具体的に報告し、理解と協力を求める。謝罪が必要な場合は、誠意をもって謝罪する。
- ・ いじめの原因や背景を把握し、その情報を全教職員で共有し、再発を防止する。
- ・ いじめが解消している状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、被害児童と加害児童を日常的に注意深く観察する。
- ・ ネットいじめについては、サイト管理者への削除要請を行うとともに、児童の生命、身体等に重大な被害が生じる恐れがあるときには、市教委や警察と連携して対応する。

### 【学校におけるいじめの防止等の対策のための組織】

いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、管理職、生徒指導主事、特別支援コーディネーター、養護教諭等教職員と、主任児童委員、学童指導員、スクールカウンセラー等による「いじめの防止対策委員会」を設置する。必要に応じて委員会を開催する。また、全教職員による「いじめ防止サポート会議（兼：生徒指導委員会）」を開催する。

#### (1) 「いじめの防止対策委員会」の役割

- ・ 学校いじめ基本方針に基づく取組の実施と進捗状況の確認、有効な対策の検討
- ・ 学校におけるいじめに関する相談や通報に対応
- ・ 重大な事案が発生した場合の教育委員会への報告、関係機関（教育総合センター、児童相談所、警察署等）への協力要請、SCやSSWの派遣要請
- ・ 教師の指導力や学校の対応力向上のための研修実施
- ・ 児童や保護者・地域に対する情報発信と意識啓発

#### (2) 「いじめ防止サポート会議」（兼：生徒指導委員会）の役割

- ・ 問題傾向を有する児童の現状や指導についての情報共有
- ・ 児童の見守りや支援方法の検討や実施状況の確認

## 【家庭や地域との連携】

児童の健やかな成長を促すため、育成会や地域、学校が、いじめの問題について協議する機会を設けるなど、地域、家庭と連携した対策を推進する。

### (1) 具体的な取組

- ・学校いじめ防止基本方針を公表し、保護者や地域の理解を得る。
- ・家庭への連絡や学校だより等を通じて、家庭との緊密な連携協力を図る。
- ・いじめが起きた場合、家庭との連携を密にし、協力して解決に当たる。
- ・育成会や学校評議員会等、地域の関係団体と共に、いじめの問題について協議する機会を設け、いじめの根絶に向けて地域ぐるみの対策を進める。
- ・スマートフォンやタブレット、携帯型ゲーム機等を使ったネットいじめの事例を紹介するなど、ネットの危険性について理解を深める啓発活動を行う。

## 【年間計画】

月	いじめ防止に向けた取組	家庭・地域等との連携
4月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・育成会総会で学校いじめ防止基本方針の説明</li> <li>・いじめ防止対策委員会</li> <li>・学校いじめ防止基本方針のホームページでの公開</li> <li>・各学年の児童の様子について共通理解を図る研修（毎週末）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・HPの更新（通年・毎日）</li> <li>・育成会総会</li> <li>・学習参観</li> <li>・学校だより</li> </ul>
5月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめ防止サポート会議</li> <li>・児童会による「なかよし集会」</li> <li>・生活委員会による「ほかほか挨拶集会」</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校だより</li> <li>・運動会</li> </ul>
6月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめ防止サポート会議</li> <li>・いじめアンケート、保護者アンケート、教育相談（個人面接）</li> <li>・小中連携あいさつ運動</li> <li>・生活委員会による「ほかほか挨拶週間 校内版」</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校評議員会</li> <li>・ほかほか挨拶週間</li> <li>・学校だより</li> </ul>
7月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめ防止サポート会議</li> <li>・「一人一鉢」運動（花鉢とメッセージのプレゼント）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校だより</li> <li>・保護者会・講演会</li> </ul>
8月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめ防止対策委員会</li> </ul>	
9月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめ防止サポート会議</li> <li>・生活委員会による「ほかほか挨拶集会」</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・祖父母学級・評議員会</li> <li>・学校だより</li> </ul>
10月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめ防止サポート会議</li> <li>・小中連携あいさつ運動</li> <li>・生活委員会による「ほかほか挨拶週間 家庭版」</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ほかほか挨拶週間</li> <li>・学習発表会</li> <li>・学校だより</li> </ul>
11月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめ防止サポート会議</li> <li>・いじめアンケート、保護者アンケート、教育相談（個人面接）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校だより</li> </ul>
12月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめ防止対策委員会</li> <li>・保護者会での啓発活動</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校だより</li> <li>・保護者会</li> </ul>
1月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめ防止サポート会議</li> <li>・生活委員会による「ほかほか挨拶集会」</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学習参観・評議員会</li> <li>・学校だより</li> </ul>
2月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめ防止サポート会議及び研修会（人権について）</li> <li>・いじめアンケート、保護者アンケート、教育相談（個人面接）</li> <li>・生活委員会による「ほかほか挨拶週間 家庭版」</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ほかほか挨拶週間</li> </ul>
3月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめ防止対策委員会（次年度に向けて）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校だより</li> </ul>